

第1 監査対象学校（園）

小学校（大宮、城北、新条、八木北、八木、山直北、城東、山直南、山滝）

中学校（山滝、山直、北）

幼稚園（大宮、城北、新条、八木北、八木、山直北、城東、山直南、山滝）

第2 監査の実施期間

平成19年7月20日から平成19年8月22日まで

第3 監査の方法

監査対象学校（園）における財務に関する事務が、法令等に従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営を行っているかどうかを留意し、関係帳簿類の調査、現地において施設、備品管理等の実査及び監査調書に基づく質問等により行った。

第4 監査対象年度

平成18年度執行分（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）。ただし、必要に応じて平成17年度を含む。

第5 監査の対象事務

1 施設及び学校（園）の管理の状態について

2 校具（園具）等の管理、保全及び台帳の整備状態について

3 予算執行状況関係、郵便切手、消耗品等の受払いについて

4 公文書の整備及び保管状況について

（幼稚園にあっては、保育料の徴収、納入及び関係文書の整備状況について）

第6 監査の結果

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。